

【個人住民税】

〔住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）〕

平成21(2009)年から令和7(2025)年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という。）を受ける人で、所得税から引き切れなかった控除額が発生した場合は、その控除額が翌年度の住民税から控除されます。なお、初めて住宅ローン控除の適用を受ける場合は、確定申告が必要です（市への申告は不要）。

※住宅ローン控除を年末調整済みの場合は、改めて申告書を提出する必要はありません。

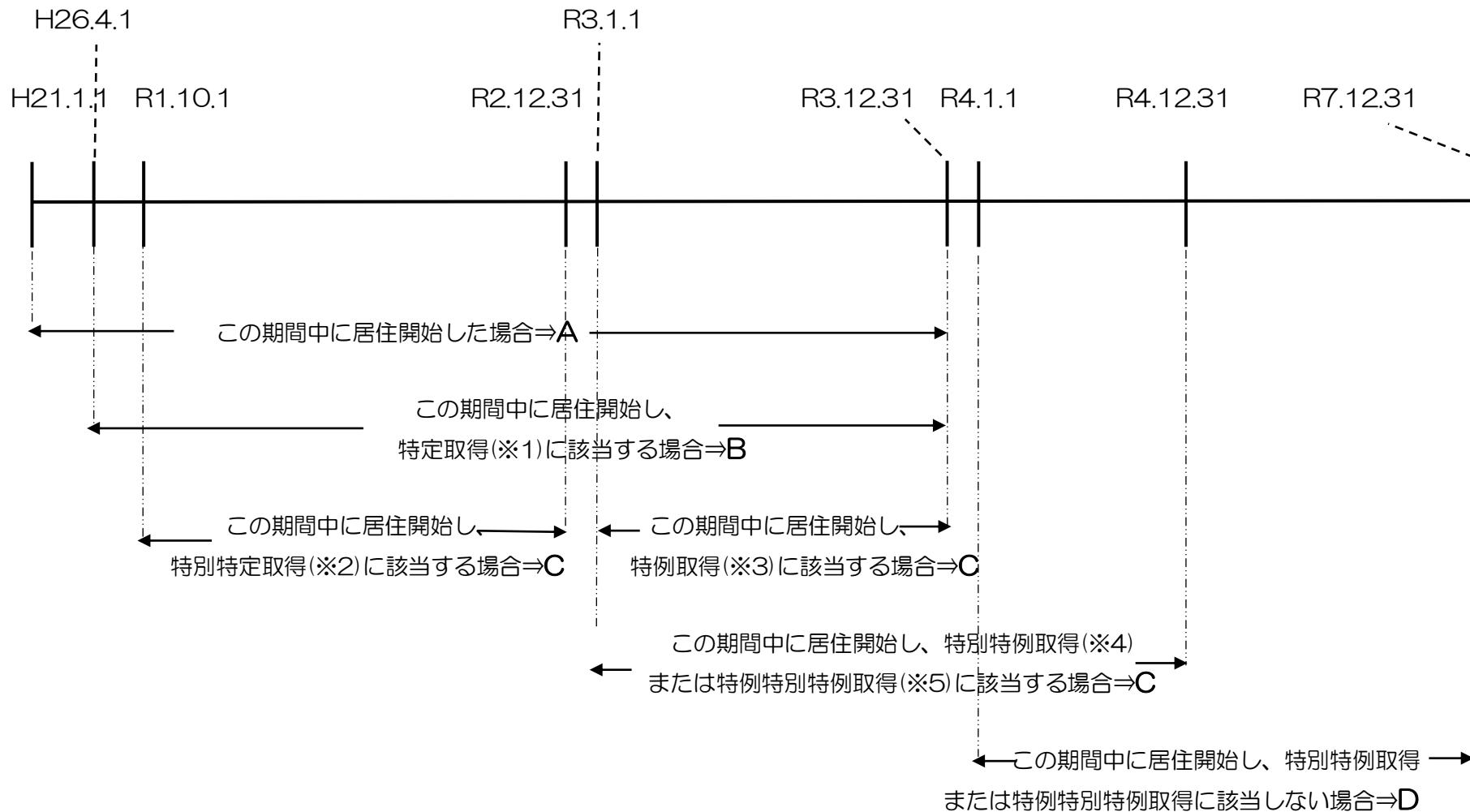
- ・【控除額と控除期間について】

【控除額】 ①、②のいずれか少ない金額（限度額97,500円又は136,500円）

- ① 所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税から引き切れなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%又は7%を乗じた額

なお、②について、所得税から引き切れなかった住宅ローン控除可能額は、表Ⅰ（居住年月日及び条件について）の↔部分に当てはまる条件に対応するA～Dを表Ⅱ（控除限度額と期間について）に当てはめ、個人住民税（市・県民税）から控除します。また、控除期間についても表Ⅱのとおりです。表Ⅰに当てはまる居住年月日と条件を確認し、表ⅡのA～Dを参照してください。

表I (居住年月日と条件について)



表Ⅱ（控除限度額と期間について）

	A	B	C	D
期間	10年		13年	10年又は13年(※6)
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得 金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得 金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)

※1. 特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、8%又は10%相当額である場合の住宅（床面積が50平方メートル以上）の取得等をいいます。

※2. 特別特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、10%相当額である場合の住宅（床面積が50平方メートル以上）の取得等をいいます。

※3. 特例取得とは、その住宅（床面積が50平方メートル以上）の取得等が特別特定取得に該当する場合で、次の要件を満たすものをいいます。

(1)一定の期日までに契約が行われていること。

- ・新築（注文住宅）の場合：令和2(2020)年9月30日まで
 - ・分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合：令和2(2020)年11月30日まで
- (2)新型コロナウィルス感染症の影響によって、住宅への入居が遅れたこと。

※4. 特別特例取得とは、その住宅（床面積が 50 平方メートル以上）の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

(1)新築（注文住宅）の場合：令和 2(2020)年 10 月 1 日から令和 3(2021)年 9 月 30 日まで

(2)分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合：令和 2(2020)年 12 月 1 日から令和 3(2021)年 11 月 30 日まで

※5. 特例特別特例取得とは、特別特例取得と同様の期間に契約を締結し、床面積が 40 平方メートル以上 50 平方メートル未満の住宅の取得等をいいます。適用を受ける年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合のみ適用されます。

※6. 以下に該当する場合は、控除期間が 13 年となります。

- ・認定住宅等（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）の新築、建築後使用されたことのないもの、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの
- ・認定住宅等以外で令和 4(2022)年又は令和 5(2023)年入居の新築、建築後使用されたことのないもの、宅地建物取引業者により一定の増改築が行われたもの

また、次の要件に該当する場合は控除期間が 10 年となります。

- ・認定住宅等で建築後使用されたことのあるもの
- ・認定住宅等以外で令和 6(2024)年又は令和 7(2025)年入居のもの